

仕 様 書

1 業務の名称

新型コロナウイルスに係る検体搬送業務 2

2 業務の概要

新型コロナウイルス感染を疑う患者の検体について、自動車を使用し、札幌市内の医療機関等（札幌市保健所を含む）において集荷を行い、検査機関等（札幌市保健所を含む）に搬送する。

3 契約期間

令和 3 年 10 月 1 日（金）から令和 4 年 3 月 31 日（木）まで

4 業務内容

(1) 業務の流れ

基本的な業務の流れは以下のとおり。なお、状況に応じ変更することがある。

ア 受託者は、本市から依頼台数について電子メールで受け取る。

（午前便：前日 19 時まで、午後便：当日 10 時まで）

イ 受託者は、本市から搬送ルート表を電子メールで受け取り、集荷が必要な医療機関等名及び患者名を確認する。

（午前便：当日 8 時 45 分まで、午後便：当日 12 時 45 分まで）

ウ 各搬送担当者は、搬送ルート表の記載に従い、自動車を使用し医療機関等に集荷に行く。なお、集荷中の各搬送担当者に、本市から直接電話連絡し、集荷が必要な医療機関等を追加する場合がある。

エ 各搬送担当者は、医療機関等において、二次容器に入った検体をジッパー付きビニール袋に入れ回収する。この際、検体に記載された患者名等を確認する。ジッパーを閉じ、凍らせた保冷剤を入れたクーラーボックスに入れる。

オ 各搬送担当者は、「収受簿兼運転日報」（様式 1）に、医療機関等名、到着時刻、検体数等を記入し、医療機関等の担当者から署名又は押印をもらう。また、「検体回収記録表」（様式 2）に、医療機関等名、患者名、検体の種類等を記入する。検体数の増減があった場合は、その都度、本市に電話連絡する。

カ 各搬送担当者は、搬送ルート表の記載に従い集荷した検体を、検査機関等に搬送する。検査機関等の担当者に、集荷した検体と「検体回収記録表」を渡す。

（検査機関等への到着の目安 午前便：11 時、午後便：16 時）

キ 各搬送担当者は、本市に電話連絡し、検体搬送が終了した旨を報告し、「収受簿兼運転日報」に終了時刻を記入する。

(2) 予定依頼台数

曜日ごとに依頼を予定している台数は次のとおり。

この予定依頼台数は、令和2年6月～令和3年8月までの実績から算出したもので、本業務の履行に当たり保証するものではないが、予定依頼台数を下回ることはない。

	日	月	火	水	木	金	土
午前便	2台	2台	3台	3台	3台	3台	3台
午後便	1台	3台	3台	3台	3台	3台	2台

(3) 委託者が用意する物品

- ア クーラーボックス（貸与）
- イ 保冷剤（消耗品）
- ウ ジッパー付きビニール袋（消耗品）

(4) 受託者が用意する物品

消毒用エタノール、使い捨て手袋、マスク、その他搬送に必要な物品

(5) その他

集荷が必要な医療機関等が決定していない場合など、札幌市保健所での待機を指示する場合があります。

5 契約金額等

(1) 検体搬送に係る1時間当たりの料金について単価契約を締結し、受託者は月単位で本市に請求する。

(2) 検体搬送に要した時間は、「収受簿兼運転日報」（様式1）で、以下のとおり計算する。
ア 「最初の医療機関等に到着した時刻」と「検査機関等への検体搬入を終了した時刻」の間の時間を計算する。（1分以上30分以内は30分間とみなし、31分以上60分以内は1時間とみなす。）

イ 出発地から最初の医療機関等までの所要時間を30分間とみなす。

ウ 検査機関等から出発地までの所要時間を30分間とみなす。

エ ア、イ、ウを合計する。

(3) 毎月の検体搬送に係る合計時間は、「月間集計表」（様式3）で集計する。

(4) 請求の際は、単価に当該月の検体搬送に係る合計時間を乗じ、消費税及び地方消費税を加算する。（1円未満切り捨て）

6 毎月の提出物

(1) 収受簿兼運転日報（様式1）

(2) 月間集計表（様式3）

(3) 完了届（様式4）

7 受託条件

(1) 検体を配達する際は、他の配達物とともに搬送しないこと。

(2) 受託業務を円滑に遂行するために、業務責任者を選任すること。業務責任者は、業務に係る連絡調整にあたること。

- (3) 労働争議その他の事情により受託業務の遂行が困難とならないよう、あらかじめ体制を整えておくこと。
- (4) 人身、対物および車両等の事故が生じた場合、関係法令に基づいた措置を速やかに講じ、その状況を委託者に至急報告すること。

8 その他

- (1) 受託者は、本業務の実施により知り得た情報を、他に漏らしてはならない。
- (2) 受託者は、「個人情報取扱注意事項」に基づき、個人情報の保護に努めること。
- (3) 受託者は、関係法令を順守し、誠実に業務を遂行すること。
- (4) 本業務の履行においては、本市が運用する環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に努めること。
- (5) 本業務により生じた一切の費用及び損害等への補償は、受託者が負担すること。
- (6) 本仕様書について疑義を生じた場合は、全て本市の解釈によるものとし、仕様書に明示されていない細部については、本市担当者の承認を得なければならない。
- (7) 業務内容等の変更に伴い業務の内容に変更が生じる場合は、受託者と委託者が協議の上、仕様を変更できるものとする。

9 担当者

- (1) 契約内容に関すること
札幌市保健福祉局医療対策室業務調整課 PCR センター担当係 担当：坂本
電話：011-676-3382
- (2) 業務内容に関すること
札幌市保健福祉局医療対策室業務調整課検査検体担当係 担当：森
電話：011-676-3285

個人情報取扱注意事項

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、個人情報を取り扱う際には、個人の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。

(秘密の保持)

第2 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

2 受託者は、その使用する者がこの契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を、他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(再委託等の禁止)

第3 受託者は、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者が書面(当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。)により承諾した場合は、この限りではない。

(複写、複製の禁止)

第4 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、委託者の承諾を得ることなく複写し、又は複製をしてはならない。

(目的外使用の禁止)

第5 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報を目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(資料等の返還)

第6 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、業務完了後速やかに委託者に返還するものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、その方法によるものとする。

(事故の場合の措置)

第7 受託者は、個人情報取扱注意事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第8 委託者は、受託者が個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。